

平成29年度八戸市産学官共同研究開発支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）内の企業が技術の高度化及び新製品開発を目指し、大学（大学院を含む。）、短期大学、工業高等専門学校や公設研究機関と、それらが所有する技術を活用して行う共同研究開発事業に対し、その経費の一部について補助金を交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、特定の業種に属する事業を営む者で八戸圏域連携中枢都市圏構成市町村（八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）内に事業所、工場等を有するものが、大学（大学院を含む。）、短期大学、工業高等専門学校及び公設研究機関と共同で行う次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新たな製品開発のために行う研究開発事業
- (2) 新たな技術開発のために行う研究開発事業
- (3) その他地域の産業技術の高度化に資する研究開発事業

2 前項の「特定の業種に属する事業」とは次のいずれかに該当する事業をいう。

- (1) 日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に規定する製造業に属する業種に係る事業
- (2) 新事業創出促進法（平成10年法律第152号）附則第9条の規定による廃止前の地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積に関する法律（昭和63年法律第32号）第2条第2項に規定する特定事業に該当する事業
 - ①総合リース業 ②産業用機械器具賃貸業 ③事務用機械器具賃貸業 ④機械修理業
 - ⑤ソフトウェア業 ⑥情報処理サービス業 ⑦情報提供サービス業 ⑧広告代理業
 - ⑨ディスプレイ業 ⑩産業用設備洗浄業 ⑪非破壊検査業 ⑫デザイン業 ⑬経営コンサルタント業 ⑭機械設計業 ⑮エンジニアリング業 ⑯自然科学研究所
- (3) その他株式会社八戸インテリジェントプラザが特に適当と認める事業

3 第1項の規定にかかわらず、当該研究開発事業が国・地方公共団体等が交付する別の補助金事業に採択され補助金の交付を受ける場合は、本補助金の交付の対象としない。

4 納期到来分の法人市（町村）民税、固定資産税、軽自動車税を滞納している企業、及び過去2年間に本事業の助成を受けた企業については、補助対象としない。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。ただし、研究開発事業に係る研究員の人件費は除くものとする。

- (1) 設備機器の購入等に要する経費
- (2) 原材料の購入に要する経費
- (3) 消耗品の購入に要する経費
- (4) アドバイザーに対する謝礼金等に要する経費
- (5) 外注加工に要する経費
- (6) 旅費に要する経費

(7) その他研究開発事業に要する経費で特に必要と認められるもの

(補助対象事業の区分等)

第4条 補助金の交付の対象とする事業は、試験的に先行して研究開発に取り組む「パイロット事業枠」及びこれまでの研究開発を加速化させるために取り組む「成果育成枠」の2種類とする。

2 パイロット事業枠に区分される事業に係る補助金については、対象経費の10分の10以内の額とし、1件あたり25万円を限度とする。

3 成果育成枠に区分される事業に係る補助金については、対象経費の2分の1以内の額とし、1件あたり200万円を限度とする。

4 補助金の交付の対象とする事業については、1事業者当たり1事業とし、重複して申請することができない。

(補助対象期間)

第5条 補助事業の実施期間は、第7条に規定する交付決定の日から平成30年2月28日までとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別記第1号様式の八戸市産学官共同研究開発支援事業補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて株式会社八戸インテリジェントプラザに提出しなければならない。

- (1) 研究開発事業に関する事業計画書・収支予算書
- (2) 研究開発事業の具体的資料（開発製品の図・関連動画等）
- (3) 直近2箇年の収支決算書（個人事業者の場合は、確定申告書）
- (4) 会社概要、パンフレット等
- (5) 納税状況確認のための同意書
- (6) その他株式会社八戸インテリジェントプラザが必要と認めるもの

(交付決定及び通知等)

第7条 株式会社八戸インテリジェントプラザは、前条に規定する交付申請があった場合、学識経験者等の意見を参考に、交付の可否を決定し、その決定の内容を速やかに交付申請者に別記第2号様式の交付（不交付）決定通知書により通知するものとする。

(変更等の承認)

第8条 交付を決定する旨の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は次のいずれかに該当すると認める場合は、あらかじめ別記第3号様式の八戸市産学官共同研究開発支援事業補助金変更承認申請書を株式会社八戸インテリジェントプラザに提出し、その承認を受けるものとする

- (1) 研究開発事業に要する経費の配分を15パーセント以上でかつ、5万円以上変更しようとする場合
- (2) 研究開発事業の内容を変更しようとする場合
- (3) 研究開発事業を中止し、または廃止しようとする場合

2 株式会社八戸インテリジェントプラザは、前項に規定する変更承認申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めた場合において、別記第4号様式の変更承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、研究開発事業の完了後、速やかに別記第5号様式の八戸市産学官共

同研究開発支援事業補助金実績報告書を、株式会社八戸インテリジェントプラザが必要と認める書類を添えて株式会社八戸インテリジェントプラザに提出しなければならない。

2 補助事業者は研究開発事業終了後の5年間は、株式会社八戸インテリジェントプラザの要求があったときには速やかにフォローアップ報告書を提出しなければならない。

(補助金額の確定及び支払い等)

第10条 株式会社八戸インテリジェントプラザは、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、その内容を別記第6号様式の補助金確定通知書により通知するものとする。

2 株式会社八戸インテリジェントプラザは、前項の規定により交付すべき補助金の額が確定した後、当該額を補助事業者からの請求に基づき、一括交付する。ただし、株式会社八戸インテリジェントプラザが必要と認めるときは、補助事業者からの申請により、第6条の規定により通知した交付決定額の一部を概算払いすることができる。

3 補助金の請求は、別記7号様式の請求書により行うものとする。

4 株式会社八戸インテリジェントプラザは、第1項に規定する補助金額の確定にあたり、学識経験者等に意見を求めることができる。

(交付決定の取消)

第11条 株式会社八戸インテリジェントプラザは、補助事業者が次のいずれかに該当すると認める場合は、交付決定の額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により交付決定を受けた場合

(2) 補助金を交付目的以外の用途に使用した場合

(3) その他この要綱の規定に違反した場合

(審査委員会)

第12条 株式会社八戸インテリジェントプラザは、交付の決定等この要綱の目的達成に必要な意見を聞くために、学識経験者等からなる産学官共同研究開発支援事業補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

2 審査委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(研究成果の公表)

第13条 株式会社八戸インテリジェントプラザ又は補助事業者は、研究開発事業の完了後、その成果を公表するものとする。ただし、補助事業者の申し出により正当な理由があると認める場合は、その成果の全部又は一部を公表しないことができる。

(財産の処分の制限等)

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、備品管理台帳（別記第8号様式）を整備し、第16条に定める期間保管しておかななければならない。

(処分の制限を受ける財産)

第15条 処分制限を受ける財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円（消費税及び地方消費税を除く。）以上の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第16条 処分制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省告示第15号）に定める耐用年数を経過するまでとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月18日から施行する。